

実施要領等に関する質問回答（第1回）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			内容	回答
1	事業 契約書（案）	8	第28条	1				<p>イラン戦争等による石油価格や物価の変動は依然予測のつかない状況にあり、価格高騰の可能性があり一方で価格が安定や下落する可能性もあります。提案段階から工事着手時に提案価格が下落した場合、提案価格または事業費の上限価格の範囲内で代替案を貴市に再提案及び調整させていただく事は可能でしょうか。</p>	<p>・現在示している契約書案の第28条で次のとおり規定しています。 《第28条（要約）》 ・設計時点で、受注者が要求水準書等（提案書を含む。）に技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見等したときは、発注者に対して要求水準書等の変更を提案することができる。 ・提案内容について、発注者は必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知する。 ・この場合、発注者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更する。 ・陸上競技場の整備については、事業者の創意・工夫を広く求めており、実施設計の段階においても、物価下落分を埋め合わせるかどうかに関わらず、受注者が要求水準書等（提案書を含む。）に比べて技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見等したときは、提案は可能です。 ・よりよい提案であり、事業費を変更する必要があると市が認めるときは、そのように変更することも可能です。</p>
2	事業 契約書（案）	17	第58条	5,6				<p>本事業では全体スライドの算定指標が規定されていますが、昨今のイラン戦争等に伴う原油・燃料価格の急激な高騰は、全体スライドによる指数（物価指数等）の変動率だけでは、実際の燃料費上昇分を補填できない懸念があります。 全体スライドを適用した上で、特定の資材高騰や急激なインフレ等により事業継続に支障が出る場合「単品スライド」や「インフレスライド」の併用可否、およびその際の重複調整の方法について規定をご教示ください。</p>	<p>・国が発注する工事の請負契約では、全体スライドまたはインフレスライドと単品スライドの併用は可能となっており、インフレスライドについては残工事費の1パーセント、単品スライドについては対象工事費の1パーセントを事業者負担とし、それを上回った部分の請負代金額の変更を受注者が請求できることとなっています。 ・また全体スライドまたはインフレスライドと単品スライドを併用する場合、全体スライドまたはインフレスライド適用期間における物品スライドの1パーセントの事業者負担は求めないこととしています。 ・このため、本件も国に準拠し、上記のとおり対応することとし、契約書案にインフレスライド及び単品スライドの計算式を追加することとします。 ・なお、本件で準拠する国の各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）の運用については、次のURLから詳細をご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				内容	回答
3	事業 契約書（案）	17	第58条	5					<p>単品スライドについて、鋼材類、燃料油以外のその他の工事材料のうち、アスファルト類、コンクリート類以外の工事材料については、受発注者間の協議により決定すると想定されます。</p> <p>石油価格の影響が大きい全天候型舗装等について、単品スライドの対象になるかご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単品スライドについて、国は「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、請代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金の変更を請求することができる」としてます。 ・全天候型舗装等については、主要な工事材料に該当することとなりますが、請求のあった材料の中から受発注者間で協議の上、品目区分を決定します。
4	事業契約書（案）	36	別紙4	4					<p>物価変動率について、3月議会後の予定価格設定後に発生したイラン戦争による石油価格高騰や物価高が対応できていない状況です。また、令和8年3月27日には、「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について（経済産業省）」の通知があります。</p> <p>そのため、「P0:提案書提出日の属する月に確定している指数」を債務負担行為設定日や入札公告日に変更していただくことは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は公告日の令和8年4月1日時点で事業費40億円と設定しています。 ・このため物価スライドの基準日は、公告日である令和8年4月1日とし、業務委託契約後に施設設計が詳細にできる実施設計完了時点で業務委託料が物価の変動により不相当と認められる場合は、適切に対応します。 ・なお、実施設計完了以降は、当該実施設計完了年月日を基準日とし、工事段階で業務委託料が物価変動により不相当と認められる場合は、適切に対応します。 ・この質問・回答に対応するよう契約書案を変更します。
5	【参考】前回募集時における実施要領等に関する質問への回答	-	-						<p>貴市HPに公開されている前回募集時の質問回答については、今回募集時も踏襲される認識でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。